

令和元年12月16日

門真市議会議長

内海 武寿 様

総務建設常任委員会

委員長 岡本 宗城

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度門真市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について）
- 2 議案第52号 市道路線の認定について
- 3 議案第53号 市道路線の変更について
- 4 議案第54号 門真市総合計画基本構想の策定について
- 5 議案第55号 門真市営門真千石西町住宅第3期新築工事請負契約の一部変更について
- 6 議案第56号 門真市民文化会館大規模改修工事請負契約の一部変更について
- 7 議案第59号 門真市事務分掌条例の全部改正について
- 8 議案第61号 門真市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 9 議案第64号 令和元年度門真市一般会計補正予算（第6号）中、所管事項
- 10 議案第65号 令和元年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）中、所管事項
- 11 議案第66号 令和元年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）中、所管事項
- 12 議案第67号 令和元年度門真市水道事業会計補正予算（第1号）

- 13 議案第68号 令和元年度門真市公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 14 議案第76号 訴訟上の和解について
- 15 議案第77号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 16 議案第78号 令和元年度門真市一般会計補正予算（第7号）
- 17 議案第79号 令和元年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 18 議案第80号 令和元年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 19 議案第81号 令和元年度門真市水道事業会計補正予算（第2号）
- 20 議案第82号 令和元年度門真市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

審査日：令和元年12月6日（金）

○承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度門真市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について）

（議案の内容）

地方自治法第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

既定の収入支出にそれぞれ1億3898万9000円を追加し、資本的収入は38億2069万2000円とし、資本的支出は54億7577万6000円とする。

（主な質疑と答弁）

問 企業債（資本費平準化債）の借りかえに当たって補正予算の専決処分を行った理由は。

答 借りかえ対象の企業債は、令和2年5月29日を償還期限とするものであるが、当該借り入れ契約時に、11月29日を解約候補日とする期限前解約権の特約が付されていた。

このことから、解約権の行使と企業債の借りかえについて検討したところ、11月29日の借りかえ期限にあわせて借りかえすることのほうが、借り入れ当時と比べて借り入れ利率が低くなり、借りかえによる企業債利息の縮減効果が見込まれるため、借りかえを行うこととしたものである。

関係部署との連絡調整が行き届いていなかったため、当初予算の計上に至らず、補正予算対応に当たり、補正予算議案として審議するべきであるものの、金融機関の定める期限までに、解約通知による意思表示を行う必要があり、専決処分に至ったものである。

問 借りかえによる効果は。

答 借入利率が2.17%から0.19%と低利になったことにより、企業債利息が150万3893円から13万1677円となり、令和2年度予算としての縮減額は利息の差額137万2216円である。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく承認

○議案第54号 門真市総合計画基本構想の策定について

（議案の内容）

昨今の社会情勢の変化に的確に適応し、10年先・20年先を見据えた、誇りと愛着が持てるまちづくりに向け、将来のまちづくりの展望及び方向性を示し、並びにこれらの達成に向けた基本目標を明らかにする門真市総合計画基本構想を策定する。

（主な質疑と答弁）

問 基本構想、基本計画の考え方は。

答 基本構想は、計画期間を令和2年度から11年度までとし、将来を展望し、まちづくりの基本的な方向性を明らかにするもので、本市の現状と時代の潮流、まちの将来展望とまちづくりの方向性、まちづくりの基本目標について記載している。

また、基本計画は、基本構想で掲げた本市の将来像を実現するための具体的な方策を明らかにし、合理的、計画的な行財政運営を行うための方針であるとともに、個別に作成される諸計画の基本となるものである。

問 まちの成長と財政の健全化が両立する計画的な財政運営をどのように実現していくのか。

答 少子・高齢社会の進展による生産年齢人口の減少により、市税収入や地方交付税等の財源の大幅な増収は見込めず、厳しい財政状況に直面している。しかし、決して緊縮的になるのではなく、さまざまな課題解決のために積極的な投資を行い、まちを成長させていく必要がある。

そのために、門真市健全な財政に関する条例を制定したところであり、財政調整基金を繰り入れない収支均衡予算を実現、維持し、エビデンスに基づいた財政運営を行い、既存事業の廃止も含めた事業見直しや真に必要な住民サービスの選択と集中を行うことで、まちの成長と財政の健全化が両立しうる財政基盤の構築が図られると考えている。

問 基本構想内、「協働、共創」によるまちづくりの協働と共創とは何か。

答 協働は、門真市自治基本条例において、「市民、議会、市役所等多様な主体が、地域の課題を共有し、共通の公共的な目的に向かって果たすべき役割を自覚し、お互いに補完し、及び協力すること」と定義されている。

共創は、これまでの協働を基本としつつ、課題設定の段階から市民、団体、企業、地域、大学行政等が連携し、異なる視点や価値観のもと、多方面から意見を出し合いながら解決策の検討を行い、実践的な取り組みを展開し、新たなまちの魅力や価値をともに作り上げていくことと捉えている。

問 どのように共創を進めていくのか。

答 第6次総合計画の推進においては、地域の活性化方策として企業等と連携し、ともに一から考え、解決策の実証をしていくなど新しいことに取り組む視点を持って、推進していきたいと考えている。

問 策定過程は。

答 平成30年7月に実施したワールドカフェを皮切りに、30年9月から31年3月にかけて市民会議を4回実施し、学識経験者等で構成する審議会については、30年10月から令和元年11月にかけて7回の審議会を開催するとともに、パブリックコメントも実施している。

問 パブリックコメントの概要と反映は。

答 令和元年9月13日から10月7日まで、市ホームページでの掲載や庁舎のほか、公共施設に総合計画案と意見箱を設置し募集を行った。

提出意見は10件で、具体には、隣接市との協力、連携について触れられていないが、その必要性はないのかや、成果指標について子どもの未来応援団員から情報提供を受けて支援に動き出した件数ではなく、動き出した割合とすべきなどの意見があった。各課との調整において、計画案の方向性との相違はなかったため、審議会に諮った上で、計画案のとおりとしている。

また、市政に対するご要望や、今後施策を検討していく際の参考意見及び施設利用に係る要望については、それぞれ担当部署に伝えている。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第59号 門真市事務分掌条例の全部改正について

(議案の内容)

第6次総合計画を体現し、効率的かつ効果的な行政運営を追求するため、働き方改革に取り組みながら、少数精鋭によるスリムで効率的かつ機動的な行政組織を推進する。

(主な質疑と答弁)

問	機構改革の基本的な考え方は。
答	少子・高齢社会が進み、労働力人口が減少する中、第6次総合計画を体現し、先端技術等も取り入れながら少数精鋭によるスリムで効率的かつ機動的な行政組織の構築を考えている。
問	I C Tにも注力することだが、その具体的内容は。
答	行政運営の効率化において重要なファクターである市内I C T化等の先端技術の導入について、企画財政部中心で進めることを考えており、I C T推進課の創設を考えている。
問	総務部が防犯行政を所掌することについての考え方は。
答	昨今頻発する重大事件に対し、危機事象と捉え、迅速かつ適切に対応するため、危機管理課を所管する総務部へ防犯に関する事務を移管する。
問	総務部が国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収を所掌することの考え方は。
答	公債権である税債権と保険料の徴収事務を担う債権管理課の創設を考えており、業務の効率化を図るとともにノウハウの継承ができるものと考えている。
問	環境水道部を新設する理由は。
答	第6次総合計画基本構想の基本目標3「安全・安心で快適な住まいと環境のあるまちの実現」と密接に関連する環境分野と上下水道分野は、市民の生活環境に直結し、また、大規模災害時において、ライフラインの復旧にスピード感を持って対応していく必要があることから、指示命令系統を一元化するため統合するものである。
問	大規模災害時のライフライン復旧のために統合することだが、危機管理課を所管する総務部と分かれている理由は。
答	災害時には、それぞれの部局が地域防災計画に基づいて、災害対応を行うこととなっており、環境水道部もその部局のうちの一つであることから、平常時より危機管理及び防災に関することを所掌し災害対策本部の事務局として情報統制及び総合調整を行う総務部と所管を分けている。
問	焼却炉の長寿命化対応や広域化の是非等、多くの課題を抱える環境事業は、単独で部局を設置した方が有効ではないのか。
答	有効性は理解するが、市全体としては、労働力人口が減少し、将来的に職員数の減少も見込まれる中、少数精鋭でスリムな組織を目指していることなどを総合的に勘案し、上下水道事業と統合することとしている。
問	社会教育施設である図書館等が市長部局に移管することについて市の考えは。
答	地域との連携強化やにぎわいの創出に向けた検討をすることが可能となると認識している。

問 補助執行で目的達成ができないのか。

答 地方分権一括法の改正に伴い市長部局に所管できることとなったことから、地域の活性化をより進めるために補助執行の必要はないと認識している。

問 教育委員会との協議方法は。

答 総合教育会議での協議を初め、事務レベルの連絡調整の場を持つなど検討している。

問 学校教育と社会教育との連携が一定損なわれることが懸念されるが市長の考えは。

答 社会教育の必要性は重要と考えており、双方の立ち位置を理解しながら連携していきたい。なお、学校教育には学力向上に当たってほしいと考えている。

(その他の質疑)・危機管理室の設置について

・環境水道部の見解について

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第64号 令和元年度門真市一般会計補正予算(第6号)中、所管事項

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億7131万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ598億1714万6000円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：低濃度PCB廃棄物処分業務委託料減額分 △2000万円】

問 低濃度PCB廃棄物処分業務委託料が2000万円の減額となった理由は。

答 市保有の低濃度PCB廃棄物について、平成29年度から10カ年の予定で処分を進めていたが、31年3月に環境省より「低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準」が新たに示され、基準値以下であればPCB汚染物としてではなく産業廃棄物としての処分が可能となった。このため、市で保有する低濃度PCB廃棄物がPCB汚染物に当たるか検査を行うこととし、検査費用以外を減額するものである。

【歳出：市税徴収事務

過年度過誤納還付 9507万4000円】

問 市税等の還付金が増加した要因は。

答 法人が法人市民税を申告納付した後に、過年度分の更正の請求を行い、税務署が法人税の減額更正を行ったことに伴って、法人市民税も減額更正を行ったことによるものである。

(その他の質疑項目)・市内保管の低濃度PCB汚染物の安全性について

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第76号 訴訟上の和解について

(議案の内容)

1 和解の要旨

- (1) 本市は、相手方に対し、本件解決金として、50万円の支払義務のあることを認める。
- (2) 本市は、相手方に対し、令和2年1月末日までに前号の金員を、相手方が指定する口座に振り込む方法で支払う。なお、振込手数料は本市の負担とする。
- (3) 相手方は、本市に対するその余の請求を放棄する。
- (4) 相手方と本市とは、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

(主な質疑と答弁)

問	訴訟に至った経緯は。
答	和解の相手方は、本市の職員として定年退職となる平成29年3月31日まで勤務しており、再任用を希望したものの、所属長等の内申及び面接に基づく選考の結果、不合格となった。 内申及び面接における定年前の勤務実績の評価が虚偽の事実を基礎として行われ、有給休暇や病気休暇の取得自体を不合格の決め手にしているなどとして、著しく不公正な評価で客観的合理性並びに社会的相当性を欠いており、再任用職員の選考に関する裁量権を逸脱、濫用したものであるとして1894万1807円の損害賠償請求の訴状を29年12月15日に大阪地方裁判所に提出したものである。
問	和解に応じるということは、市側に瑕疵があると考えているのか。
答	相手方に対して、随時口頭や人事評価の機会を捉え指導を行ってきたものの、勤務態度に改善が見られず、選考の結果、不合格としたものであり、瑕疵があるとは認識していない。 訴訟を継続するために要する金銭的、時間的コストなども総合的に考慮すると、和解による早期解決が本市にとってメリットが大きいと判断している。

(その他の質疑項目)・相手方の勤務態度について

- ・訴訟上の和解の効力について
- ・市としての今後の対応について

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第56号「門真市民文化会館大規模改修工事請負契約の一部変更について」は、工事の変更内容について、質疑、答弁があり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

なお、議案第52号、第53号、第55号、第61号、第65号から第68号まで及び第77号から第82号までは、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

令和元年12月16日

門真市議会議長

内海 武寿 様

民生常任委員会

委員長 土山 重樹

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第57号 門真市民文化会館及び門真市立市民交流会館の指定管理者の指定について
- 2 議案第62号 門真市保健福祉センター条例の一部改正について
- 3 議案第64号 令和元年度門真市一般会計補正予算（第6号）中、所管事項
- 4 議案第65号 令和元年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）中、所管事項
- 5 議案第66号 令和元年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）中、所管事項
- 6 議案第74号 清掃施設運転維持管理事業(2)更新工事請負契約の締結について
- 7 議案第75号 リサイクル施設運転維持管理事業(2)更新工事請負契約の締結について

審査日：令和元年12月9日（月）

○議案第62号 門真市保健福祉センター条例の一部改正について

（議案の内容）

門真市保健福祉センター内の診療所における歯科診療の診療時間及び受付時間を変更する。

（主な質疑と答弁）

問 保健福祉センター内診療所の休日歯科診療時間等を「午前10時～午後5時」から「午後1時～午後5時」に短縮するに至った根拠は。

答 同診療所の歯科診療の受診者数は、近年減少傾向にある。昨年度の受診者数は101人で、1日の受診者数の平均は、日曜日は1人前後、祝日は1人から2人である。
また、市内で日、祝日に受診可能な歯科診療所が増加し、現在、14カ所の診療所で診療していることから、応急診療を担う当該診療所の効果的な運営を検討し、診療時間を変更するものである。

問 市民サービスの低下とならないよう柔軟な対策が必要と考えるが市の見解は。

答 日、祝日に診療している市内の歯科診療所において、午後も診療しているところは半数以下であるため、同診療所は午後からの診療とし、地域の診療所と補完的な連携を図っていく。
なお、年末年始における診療時間は、これまでどおりとしており、国民の祝日に関する法律の見直しなどに伴い、市長が特に必要と認めるときは、臨時に対応できる体制をとり、初期救急の確保に努めていく。

問 同診療所の診療時間外に受診可能な市内歯科診療所の周知等に努めるべきと考えるがどうか。

答 市ホームページ及び広報、行政モニターなどへの掲載や市内の医療機関へのポスター掲示等を行うとともに、府ホームページに掲載されている大阪府医療機関情報システムや、大阪府救急医療情報センターなどの救急医療相談窓口をあわせて周知し、適切に受診できるよう努めていく。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第64号 令和元年度門真市一般会計補正予算（第6号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億7131万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ598億1714万6000円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳出：大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業委託料追加分 429万円】

問 大阪湾広域臨海環境整備センターにおいて、昨年台風に係る災害復旧事業費の見込額が決定したことに伴い、市が負担する大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備業務委託料の歳出予算を増額し

ているが、同センターにおける災害復旧事業費の総額、補助金及び市の負担額の詳細は。

答 同事業費の総額は、14億9984万3588円が見込まれており、総額から国補助金を差し引いた6億5591万2000円が一般廃棄物の埋立処分を委託している全団体の負担額となっている。
この負担額を各委託団体の計画廃棄物量で案分した、691万円が市の負担額となり、この額から平成30年度及び令和2年度の負担額を差し引いた429万円を補正予算として計上するものである。

問 災害復旧事業費の負担額は、各委託団体の廃棄物量に応じ決定されるため、市の負担額を減らすには、ごみの減量の推進しかないと考えるが、今後の方策は。

答 門真市廃棄物減量等推進審議会の意見を聞き、「門真市一般廃棄物処理基本計画」の策定に向けて取り組んでいる。今後、同計画に盛り込む予定である、ごみの分別の徹底や4Rの実践等、一般廃棄物の排出抑制のための方策やリサイクルの推進に関する方策等に取り組み、ごみのさらなる減量化を推進していく。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第74号 清掃施設運転維持管理事業(2)更新工事請負契約の締結について

(議案の内容)

- 1 工事名 清掃施設運転維持管理事業(2)更新工事
- 2 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 3 契約金額 4億7200万7800円
- 4 契約の相手方 大阪市此花区西九条5丁目3番28号
SNT・HESC・WA・KK共同企業体
代表企業 エスエヌ環境テクノロジー株式会社
代表取締役 下田 栖嗣
- 5 工期 議会の議決のあった日から令和4年3月31日まで

(主な質疑と答弁)

問 更新工事の内容は。

答 更新工事は8件であり、1件目が4号炉燃焼設備内の左右側壁耐火材更新、2件目が5号炉薬剤定量供給機更新、3件目が5号炉ガス冷却塔角丸部耐火材更新、4件目が5号炉誘引通風機の軸受・モータ・油圧クラッチ更新、5件目が4号炉ダスト搬送コンベア(No.1～5)更新、6件目が5号炉炉下ダンパ・炉下コンベア更新、7件目が5号炉ダスト搬送コンベア(No.1)で、8件目が5号炉ダスト貯留槽定量供給機更新である。

問 更新する設備・機器の耐用年数は。

答 それぞれ、1件目が5～7年、2件目が7年、3件目が5～7年、4件目が10～20年、5件目～7件目が10年、8件目が7年である。

問 設備・機器を補修等で使用期間を延ばすことはできないのか。

答 適切な補修等を計画的に行い、標準的な耐用年数を超えて使用しているが、補修等で機能維持することが困難なものは更新を行い、施設の安定稼働を図っている。なお、今回更新する設備・機器の大半は、施設の竣工後初めて更新するものである。

問 4号炉及び5号炉の耐用年数は。

〔答〕 4号炉は平成元年3月の竣工から30年、5号炉は平成8年3月の竣工から23年が経過し、かなり老朽化が進んでいる。

ごみ焼却施設の耐用年数は一般的に20～25年程度と言われているが、国における一般廃棄物処理事業実態調査によると、ごみ焼却施設の平均稼働年数は約30年であり、本市の施設は更新等の時期を迎えていることから、現在、延命化工事を検討している。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第75号 リサイクル施設運転維持管理事業(2)更新工事請負契約の締結について

(議案の内容)

- 1 工事名 リサイクル施設運転維持管理事業(2)更新工事
- 2 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 3 契約金額 3億9781万1700円
- 4 契約の相手方 大阪市淀川区宮原一丁目1番1号
JFEエンジニアリング株式会社大阪支店
支店長 西澤 達尊
- 5 工期 議会の議決のあった日から令和7年3月31日まで

(主な質疑と答弁)

〔問〕 今回の更新工事の落札率は98.96%と高いものであるが5年前の応札業者数と落札率は。

〔答〕 応札業者数は2者で、落札率は90.64%である。

〔問〕 5年前と比べて落札率が高くなっていることへの見解は。

〔答〕 事業者の選定に当たっては、総合評価一般競争入札を採用し、公正性・透明性の確保を図るとともに、業務の適正な実施、住民サービスのさらなる向上を目的として、価格と価格以外の書類やプレゼンテーションで慎重に審査と評価が行われており、予定価格の範囲内で応札された適正な入札であるものと考えている。

〔問〕 ごみ処理施設の更新工事や補修等のチェック体制は。

〔答〕 クリーンセンター施設課施設グループに検査班として現業職の監督職員及び主任検査員を計3人、資源化グループに監督職員を1人配置しており、監督職員等は廃棄物処理施設技術管理者等の資格を有するとともに、ごみ処理施設の補修業務等を通じて得た知識・経験を生かしたチェックを行っている。

また、更新工事及び点検整備は、検査班によるチェックに加えて、部内の他課職員を指定検査員として指定し、チェックを実施している。さらに、更新工事については、市の検査担当課によるチェックも重ねて実施している。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第57号、第65号及び第66号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

令和元年12月16日

門真市議会議長

内海 武寿 様

文教こども常任委員会

委員長 森 博孝

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第58号 門真市立テニスコート及び門真市立青少年運動広場の指定管理者の指定について
- 2 議案第60号 門真市こどもの医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 3 議案第63号 門真市少人数学級編制の実施その他のきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正について
- 4 議案第64号 令和元年度門真市一般会計補正予算（第6号）中、所管事項

審査日：令和元年12月10日（火）

○議案第63号 門真市少人数学級編制の実施その他のきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正について

（議案の内容）

市費負担教員を配置する目的等について、所要の規定整備を行うにつき、本条例案を提出するものである。

（主な質疑と答弁）

問	条例改正の概要は。
答	一律の少人数学級編制への活用を原則とするのではなく、学校課題等に応じた柔軟な活用を主な目的とすることで、より弾力的にきめ細かな指導ができる教育環境づくりの推進を行うものである。
問	条例改正に至った経緯は。
答	<p>平成24年度に開催された門真市学力向上対策委員会の提言をもとに、子どもたちに確かな学力をつけるため、府費負担で実施している小学校1・2年に加え、26年度から本市独自の取り組みとして、小学校5・6年、中学校1年において少人数学級編制を実施した。</p> <p>その後効果検証を行いながら事業を継続しているが、きめ細かく指導を行えたなどの学校現場の声が寄せられる一方で、当初の目的であった学力向上についての明確な成果はあらわれていない状況であった。</p> <p>昨年度からは、校長等の意見や門真市魅力ある教育づくり審議会の答申を受け、配置校の校長裁量を拡大し、学校課題に応じた柔軟な活用も可能とする制度改善を行った。</p> <p>活用の具体例としては、小学校6年の教科担任制に取り組んだ事例があり、学力向上や学習意欲に係る明確な成果が見られたとの報告を受けている。</p>
問	条例改正に至った理由は。
答	大阪府全体で講師が極端に不足している状況の中、いかに本市独自の任期付教員を確保するかという課題等も踏まえ、きめ細かな指導を実現する環境づくり事業をより効果的なものとするためである。
問	今後、任期付教員をどのように活用していくのか。
答	<p>限られた人材及び財源を門真市の教育課題の解決に向けて最大限、効果的に活用できるよう、校長等の意見も踏まえながら、具体的な制度設計を行っていく。</p> <p>具体には、門真市教育研究指定校に対して任期付教員を配置することで、研究推進の中心的な役割を担う教員が力を発揮できる環境を整えるとともに、教育センター指導主事やスクールアドバイザー等の指導助言等も積極的に行うなど、総合的な支援策を充実することなども検討していく。</p>

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第64号 令和元年度門真市一般会計補正予算（第6号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億7131万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ598億1714万6000円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳出：幼児教育・保育・療育の無償化事業

給食費補助金 303万7000円】

問 保育所等給食費補助事業における補助上限額の引き上げについて、これまでの経緯と現状は。

答 令和元年10月から国が実施している無償化により実費徴収となる副食費について、これまで独自で進めてきた副食費を含む保育料の無償化の水準を維持し、保護者の負担軽減を図るため、施設に対して補助を行ってきたものであり、昨年度の子ども・子育て会議での審議等を踏まえ、補助上限額3000円として当初予算に計上していた。

しかし、同年6月27日付の国通知により、副食費の実費徴収の目安が4500円であると正式に示されたことや、公立園では保護者から副食費を徴収しないことから、公私間において格差が生じるなどの新たな課題が発生した。

こうした状況の中、関係団体からも強い要望等があったことから、同年11月に開催された子ども・子育て会議で改めて審議したところ、国が示す副食費徴収目安額等を参考に、早期に補助上限額を変更することが妥当であるとの答申が示されたことなどを踏まえ、補助上限額の引き上げをするものである。

問 今後の同事業の見解は。

答 これまで独自に進めてきた副食費を含む保育料の無償化の水準を維持し、保護者の負担軽減を図るため、次年度以降も引き続き事業実施できるよう関係部局と調整を進める。

問 1号認定児童及び私学助成の幼稚園児と2号認定児童における副食費は、保護者の負担に差が生じていることが課題とされてきた。10月の国の無償化実施以降、その課題はどうなったのか。

答 1号認定児童及び私学助成の幼稚園児については、国の無償化実施以前から、制度上、施設が保護者から主食と副食を合わせた給食費を実費徴収することとされており、国の無償化実施以降においても変更はない。

2号認定児童については、国の無償化実施以前では、制度上、給食費のうち主食費は実費徴収で、副食費は保育料に含めて徴収することとされていたので、独自で行ってきた保育料の無償化事業により副食費は無償となっていた。国の無償化実施後も、引き続き独自財源により補助しているため、現状、1号認定児童及び私学助成の幼稚園児と2号認定児童の間において、副食費の保護者負担に差が生じている。

問 1号認定児童及び私学助成の幼稚園児と2号認定児童の副食費に係る費用負担の差について、今後の方策は。

答 これまでも子ども・子育て会議において議論され、課題として認識しているため、引き続き財源の確保も含め検討を進めていく。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第58号及び第60号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。